

婚外子差別にNo! 電話相談・2021



042-527-7870

4月1日
5月6日
6月3日
7月1日
8月5日
9月2日
10月7日
11月4日
12月2日

毎月第1木曜日 午後2時～8時

〈電話相談は無料です〉

※電話通話料のみご負担ください。

子どもはみな平等です。親の結婚の有無で、子どもを「嫡出子、嫡出でない子」と区別することは差別です。婚外子に対する差別はほとんどの国で廃止され、子どもは等しく「子」と規定されています。

日本でも民法の相続差別規定が廃止されましたが、嫡出概念はじめ、出生届や戸籍での差別記載等多くの婚外子差別法制度が維持されています。このため国連子どもの権利委員会の日本審査で、委員から「相続権について同じにしたのですから、嫡出でない子という言葉全てをなくし、関連の法的条項をその方向で変えていただきたい」と、婚外子差別法制度の廃止が求められました。国連人権条約各委員会からは、婚外子差別法制度の撤廃が日本に繰り返し勧告されています。

国内でも自治体の戸籍実務担当者の集まりである「全連」総会で、3年連続婚外子差別撤廃の要望が国に出され、地方議会からも意見書が次々と出されています。婚外子差別をなくしていきましょう!!

「婚外子差別にNo! 電話相談」に取り組んで今年で9年になります。わからないことや日々の思いなど、ぜひお伝えください。お電話お待ちしております!

婚外子ということで受けた不快な思いや、いやな思いなどお話を聞かせてください!

出生届・「嫡出でない子」の欄にチェックせずに出したい。
→チェックしないで受理される方法があります。お電話ください!

事実婚での困ったことや悩みなどお聞かせください。

婚外子の戸籍の続柄(つづきがら)は、長女・長男式に変わりました。2004年10月以前に戸籍が作られた婚外子の続柄は、申し出ることによって、女・男から長女・長男式に直せます。申出の前に、お電話ください!

子の氏を父の氏に変更しても、親権は母のままで大丈夫!
→家裁の窓口で変更をと言われても、変更しないで大丈夫です。

戸籍の続柄を変更したのに、前の記載が残っている!
→前の記載を消せます。ぜひ、お電話ください。

主 催 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会
問合先 Eメール kouryu2-kai@ac.auone-net.jp
取次先 FAX&電話 0422-90-3698 (留守電対応)

※私たちは婚外子差別の撤廃と、結婚せずに子どもを産んでも差別されない社会を求めてこの30年余運動してきた市民グループです。